

第1 目的及び位置付け

- 埼玉県県産木材利用促進条例第11条第1項の規定に基づき、基本的事項、目標、その他必要な事項を定める
- 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第11条第1項の規定に基づく県方針として位置付ける

第2 用語の定義

- 県有施設・・・県が事業主体となり建築する公共建築物及び工作物
- 県施工土木工事・・・県が事業主体となり施工する土木工事
- ほか「建築」「木造化」「木質化」を定義

第3 木材の利用促進の意義

- 木材の利用は、地域の活性化につながるとともに、「伐って・使って、植えて、育てる」という**森林資源の循環利用**を促進
- 木材は、炭素を長期間にわたり貯蔵できるほか、再生産可能な資源であり、**脱炭素社会の実現にも資する素材**
- 木材は断熱性や調湿性に優れ、心理面・身体面・学習面等での効果を期待でき、**快適で質の高い生活空間の形成**に貢献
- 森林資源の活用や木材の利用拡大を図る「**活樹**」の理念に基づく木材の利用促進は、**森林の多面的機能の持続的な発揮、林業及び木材産業の健全な発展、県民の豊かな暮らしの実現**に寄与

第4 県産木材の利用促進のための施策に関する基本的事項

- 「**公共建築物**」「**非住宅や大規模・中高層建築物**」「**住宅**」「**公共土木工事**」における木材利用を促進
- **県産木材を使用した日用品等**の利用に関する理解の醸成と普及啓発を推進
- C L Tや木質耐火部材等の先進的な技術の特性や、設計及び施工に関する**情報提供、研修等の実施**
- 建築物全体における県産木材の利用に関する**人材の育成**
- 事業者等に対する**建築物木材利用促進協定制**度の積極的な周知
- 「**さいたま県産木材認証制度**」や森林認証制度により認証された県産木材の利用
- 木材利用による**炭素貯蔵量の認証**の推進、事業者等への周知
- 市町村や事業者に対し、**設計段階からの技術的支援**や、**県産木材の利用に関する知見**を提供するなど、県産木材の利用体制を整備

第5 県有施設等における県の取組

- **県有施設・県施工土木工事**での県産木材の利用に努める
- **備品や消耗品**に県産木材を用いた製品の積極的な使用に努める
- 木質バイオマスを燃料とする**暖房器具等の導入**に努める

第6 県産木材の利用の目標

- 県有施設の建築にあたっては、**原則として木造化**する
- 県有施設の建築・改修にあたっては、木造化・木質化を進め、**原則として県産木材を使用**する
- 一般流通材を使用しつつ、C L Tや木質耐火部材等の活用に努める

第7 県産木材の供給体制の整備に関する基本的事項

- 主伐や主伐後の再造林等の**森林整備**を推進
- 森林管理道や作業道等の林内路網等の整備を促進
- I C Tを搭載した高性能林業機械やスマート林業技術の導入促進、森林の集約化による**施業の効率化**
- 木材加工施設や集積地、J A S製品などの生産施設等の整備を促進
- 川上から川下までの関係者間の情報共有や連携の強化を促進し、品質が確保された県産木材を**安定的に供給できる体制**の整備

第8 その他県産木材の利用促進に関する事項

- 建築物における木材の利用が環境面や経済面等に及ぼす効果の発信
- 次代を担う子どもたちや大人も含めた県民に対して、木の魅力や利用の意義を学ぶ「**木育**」の取組を推進
- **木材利用促進の日（10月8日）・木材利用促進月間（10月）**における重点的な普及啓発、顕著な功績のある者の表彰
- 一般流通材を使用するなど設計上の工夫や効率的な木材調達等により、適正なコスト縮減に留意
- 庁内設置の「**彩の国活樹促進連絡協議会**」を通じて、公共建築物等における県産木材の利用を促進

施行日

令和8年4月1日

問合せ先

埼玉県農林部森づくり課
木材利用推進・林業支援担当
Tel 048-830-4318
作成日：令和8年4月1日